

新潟県中央児童相談所一時保護施設第三者評価報告書（令和7年度）

1 目的

令和元年に改正された児童福祉法において、「児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならない」と規定され、新潟県においても、児童相談所に配置する専門職の増員、一時保護施設の増改築等の機能強化が推進されているところであるが、更なる業務の質の向上を図るため、一時保護施設における第三者評価を行うこととされた。

また、令和6年4月に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」において「定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない」と規定された。

一時保護施設は、虐待や家庭環境上の問題等の様々な理由により、一時的に保護したこどもに対して、安全で安心できる生活の場を確保するとともに、こどもの心身の状況等を把握し支援する施設であり、その業務の遂行にあたっては、こどもの立場に立つ最善の利益の確保を旨とする。一時保護施設は常にこどもの権利擁護に留意し、一人一人のこどもの年齢や発達に応じた適切な支援を果たしていくことが求められている。

このことから令和7年度は、一時保護施設における保護、支援業務の質の確保・向上を図ることを目的に、新潟県中央児童相談所一時保護施設を対象に外部評価を実施した。

2 評価機関

新潟県児童相談所第三者評価研究会

3 評価調査者（五十音順、敬称略、◎は代表者）

小池 由佳（新潟県立大学人間生活学部 教授）

佐藤 勇（よいこの小児科さとう 院長）

◎鈴木 昭（新潟医療福祉大学 非常勤講師）

藤瀬 竜子（新潟青陵大学福祉心理子ども学部 教授）

増子 美穂（弁護士法人青山法律事務所 弁護士）

丸田 秋男（新潟医療福祉大学 名誉教授）

4 対象施設

新潟県中央児童相談所一時保護施設（第2回受審）

5 評価機関が訪問調査した日

令和7年11月17日（月）

6 評価方法

新潟県中央児童相談所による自己評価、一時保護施設入所児童に対するアンケート調査及び評価調査者による実施調査及びヒアリングの結果を総合し、評価結果を取りまとめた。

7 評価項目と評価基準

評価項目は、(1)こども本位の養育・支援、(2)一時保護の環境及び体制整備、(3)一時保護施設の運営、(4)一時保護施設におけるこどもへのケア・アセスメント、(5)一時保護の開始及び解除の5領域について、それぞれ中項目・小項目ごとに評価を行った。各領域の中項目及び小項目は、「一時保護施設における第三者評価基準（案）」（令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護施設の第三者評価に関する調査研究）を参考としている。

評価基準は次のとおりとし、a～cの3段階で評価した。

a：十分な取組がみられる状態（適切な取組がみられる状態を含む）

b：概ね必要な取組がみられるが、さらに工夫の余地がある状態

c：取組んでいない、あるいは取り組んでいるが十分ではない状態

8. 領域ごとの評価結果

I こども本位の養育・支援

中項目	小項目	評価
1 こどもの権利擁護	(1) 権利擁護	b
	(2) こどもに対する説明・合意	a
	(3) 外出、通信、面会、行動等のこどもの権利の制限	a
	(4) 被措置児童等虐待の防止等	a
	(5) こども同士の暴力等の防止	b
	(6) こどもの権利等に関する特別な配慮	a
2 養育・支援の基本	(1) こどもとの関わり	a

こどもの権利擁護については、アドボケイト制度の導入等、一時保護施設全体での取組向上が評価できる。引き続き、権利擁護に関する情報発信等、アドボケイト制度の周知の工夫や利用しやすい雰囲気づくりの推進、外部に意見やSOSを伝えられる仕組みの充実に期待したい。なお、アドボケイト制度を含め、こどもの意見を受け止める体制づくりは権利擁護に欠かせない。権利擁護に関する知識と具体化する知識を有する職員の確保、職員間で互いに支援内容を確認しあう職場環境が定着することを目指していただきたい。

こどもに対する説明・合意については、リーフレットの見直し等に改善姿勢が確認された。今後は「人身の自由」の確保を最優先としつつ、「知る権利」及び「自己決定権」の保障に向けて、こどもの理解度に応じた丁寧な説明を進めることが望まれる。権利の制限については、安全確保と制限手段との均衡が適切に保たれている。私物の持込み等、管理の利便性よりもこどもの快適性や個別事情を優先した柔軟な対応は、個人の尊厳を守る運用として高く評価できる。行動制限は必要最小限にとどめるとの原則が維持されることを期待する。

被措置児童等虐待防止については、こどもが第三者に相談できるルートの実効性を定期的に点検するとともに、令和8年度からの配置基準に沿った専門職配置の確実な実施等による職員の労務環境の整備を進めることが重要である。

また、セクシュアリティ等に関する特別な配慮については、今後入所の可能性があることから、対応できるよう整備されることを期待したい。その際、受入れ時からトイレ・入浴・着替え等の場面において当該児童の尊厳が守られるよう、個別の状況に応じたきめ細やかな配慮を講じることが求められる。

こどもの権利擁護については、日々の研鑽が欠かせないが、権利擁護に関する研修受講等の充実が見られた。引き続き、研修等による質の向上を願う。

養育・支援の基本については、入所児童アンケートにおいて、気持ちや希望をよく聞いてもらえているとの意見が多くみられ、適切な対応がなされていると評価できる。こどもにとって日々の安全や安心はこどもの権利行使や自立を支える基盤であることから、こうした養育姿勢

が組織全体で維持されるよう、引き続き継続的な研修の実施を望む。

II 一時保護の環境及び体制整備

中項目	小項目	評価
1 適切な施設・環境整備	(1) 設備運営基準の遵守	b
	(2) 個別性の尊重	a
	(3) 生活環境の整備	b
2 適切な職員体制	(1) 設備運営基準の遵守	a
	(2) 職員の適正配置	a
	(3) 情報管理	b
	(4) 職員の専門性の向上	a
	(5) 児童福祉司との連携	a
	(6) ICT の活用	a

施設・環境整備については、こどもにとって安全と安心が担保された養育環境の確保が認められる。一方で、ユニットの未整備という課題が残っている。多様な年代のこどもたちが安心して過ごせるよう、こどもの年齢や発達に応じた環境づくりを含め、施設環境のさらなる改善が求められる。

職員体制については、「I こども本位の養育・支援 被措置児童等虐待の防止等」の観点からも、令和8年度からの配置基準に沿った専門職配置が確実に実施されることを求めたい。自己評価においても、現行の配置が十分とはいえない状況が示されているが、改善に向けた取組の姿勢は確認された。

情報管理については、離席中の書類管理を含め、より厳格な運用と電子化の推進が望まれる。職員間の情報共有については、申し送りに加え、直接的な情報共有の機会を確保することが重要である。

ICT の活用については、相談部門との記録の相互確認やモバイル端末の活用など、一定の取組が進められている。セキュリティが担保されることを前提に、ICT を活用した情報管理を進めていただきたい。また、ICT による記録は、時間・アクセス者が第三者によって改ざんされない一時保護施設の支援記録となる。記録の示し方が紙媒体からデジタル媒体へと変わりつつあるなかで、一時保護施設においてもさらなる活用が進むことを期待する。

Ⅲ 一時保護所の運営

中項目	小項目	評価
1 一時保護の目的	(1) 一時保護の目的	a
2 運営計画等の策定	(1) 事業計画の策定や目標設定	a
3 一時保護の在り方	(1) 緊急保護	a
4 保護の内容	(1) 生活面のケア	a
	(2) レクリエーション	a
	(3) 食事	a
	(4) 衣類	a
	(5) 睡眠	a
	(6) 健康管理	a
	(7) 教育・学習支援	b
	(8) 保育	a
5 特別なケア	(1) 性的問題	a
	(2) 問題行動	a
	(3) 無断外出	a
	(4) 触法少年	a
	(5) その他	a
6 安全対策	(1) 無断外出防止	a
	(2) 災害時対策	a
	(3) 感染症対策	a
	(4) 安全計画の策定等	b
	(5) 業務継続計画の策定等	b
7 質の維持・向上	(1) 質の維持・向上	b

運営計画については、一時保護施設に特化した事業計画を作成中であり、早期の整備が求められる。事業計画に基づく、一時保護施設の運営管理体制の構築に期待する。

保護の内容については、体育館がレクリエーションや運動機会の確保に有効に活用されていることが評価できる。年間を通じて利用できるよう、冷暖房設備の改善が望まれる。

食事については、前回と比べて満足度の向上がみられ評価できる。今後とも、食事を楽しむ雰囲気づくりや食育の充実を図るとともに、引き続き、食事の時間がこどもの心身の安定に果たす役割を重視した支援が望まれる。

教育・学習支援については、通学することも数が限られていることが課題である。通学は、こどもの安全確保や送迎等ができる職員数が確保されることで成立する。通学可能とアセスメントされたこどもが通学できるよう、学校との細やかな連携体制に期待したい。また、発達障害等のあるこどもの増加が見込まれることから、専門性の高い職員の配置と在籍校との連携強化が課題である。保育についても、保育士等の専門職の十分な配置が望まれる。

特別なケアについては、性的問題行動に対応するための人員体制の整備と、暴力防止プログラム研修の受講推進が求められる。触法少年については、事前の対策には限界があることを踏まえ、受入れ時における実践的な対応力の確保が重要である。

感染症対策については、施設の性格上、クラスターが発生しやすいことから、職員の健康管理も重要である。学校現場では職員スペースが感染拡大の起点となった事例も指摘されており、職員のセルフチェック体制の確保が求められる。

質の維持・向上については、マニュアルの整備と定期的な自己評価の実施が課題である。

IV 一時保護所におけるこどもへのケア・アセスメント

中項目	小項目	評価
1 アセスメントの実施	(1) 保護開始時	a
2 援助方針策定・個別ケア	(1) 援助方針策定・個別ケア	a
3 こどもの観察	(1) こどもの観察	a
	(2) 観察会議等の実施	b

援助方針策定・個別ケアについては、施設職員の援助方針会議等への参加が職員の意識向上に資することが期待され、継続的な実施が望まれる。こどもの観察を支える観察会議は、情報共有及び職員の孤立防止に有効であり、定例的な実施が望まれる。

V 一時保護の開始及び解除

中項目	小項目	評価
1 開始手続き	(1) 保護開始に関わる支援	a
	(2) こどもの所持品	a
2 解除手続き	(1) 保護解除に関わる支援	a
	(2) こどもの所持品	a

本領域については全項目が a 評価であり、総じて適切な取組がなされているものと評価できる。

9. 総合的評価

第2回目となる第三者評価であること、県内の他一時保護施設での第三者評価での指摘事項を反映させながら、よりよい環境構成に努めている点がみられた。

評価にあたっては、前年度に引き続き、一時保護施設職員だけでなく、臨時的雇用職員も含め、児童相談所全職員による自己評価の実施が実施されたことが高く評価できる。所属や立場の相違はあるが、同じ項目で自己評価を行うことで、全体的な質の向上を目指すことが可能である。保護の内容等を基本に、こどもを第一に考えた対応が随所に認められ、安全・安心な環境の提供や情報共有・連携に努めている姿勢が評価できる。こどもに親身に関わる養育態度は権利擁護の基盤であり、今後も組織全体で維持されることを望む。

一方、今後の課題として次の3点が挙げられる。

第一に、権利擁護の仕組みについて、こどもが利用しやすい実効性のある運用へと高めていくことが求められる。こどもにとって一時保護施設での生活は、こども自身の人生や生活に関する選択と決定に向き合う場となる。また、不安定な状況が生じやすいこどもが同じ空間で暮らすなかで、他のこどもあるいは職員との意見の相違等が生じることもある。一時保護施設の特徴がこどもにもたらす影響を鑑み、こどもが意見や願いを伝えることのできる人や機会は複数あることが望ましい。複数の人がこどもの意見表明を支援できるようにするためにはアドボケーターだけでなく、一時保護施設職員、児童福祉司・児童心理司等、関わる支援者のこどもの意見表明や権利擁護に関する知識・技術の向上が求められる。また、個々の研修にとどまらず、組織的な人材育成の体制を整えることも必要であろう。このような重層的な権利擁護のしくみが、一時保護施設で過ごすこどもたちの選択や決定を支える。

第二に、発達障害等の支援を要するこどもの比率の高さや、被措置児童等虐待防止・こども同士の暴力防止の観点からも、従来の基準を上回る人員配置が求められる。その際、職員への負担増大にも留意しながら、配置体制の充実を図ることが重要である。

第三に、専門性と経験が求められる職務の性質を踏まえると、職員の雇用の安定を確保することは重要な課題である。職員が継続して就業できる環境は、こどもとの継続的な関係につながり、こどもに安心感をもたらす。あわせて、職員が体調不良時に無理なく勤務を外れられる体制を整えるなど、安心して働き続けられる労働環境の整備も求められる。

以上3点の課題を踏まえ、中央児童相談所は県内児童相談所の中核として、また県内社会的養護全体を牽引する存在として、その役割は大きい。児童相談所に併設された一時保護施設としての実践を積み重ね、県内の他の一時保護施設のモデルとなることで、支援の質の向上に広く貢献することを期待したい。

平成28年改正児童福祉法から10年を経て、こどもの権利擁護の取り組みには一定の定着が

見られる一方で、新たな課題も明らかになりつつある。今回の第三者評価は、その両面を可視化する機会となった。今後も外部の視点を取り入れながら、各施設において支援業務の質の向上が一層図られることを期待する。